

姫路市障害福祉推進計画の策定に当たって

I 計画策定の趣旨

計画策定の背景

(1) 国の動向

国において、平成5年(1993年)に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、平成16年(2004年)の改正で、都道府県及び市町村が障害者計画を策定することが義務化されました。また、平成17年(2005年)には、発達障害のある人への支援について定めた「発達障害者支援法」が施行され、障害者施策の対象が大きく広がることとなりました。

障害福祉サービスについては、平成15年(2003年)に「措置制度」から「支援費制度」に移行し、さらに平成18年(2006年)には、障害の種別を一元化した「障害者自立支援法」が施行され、新たなサービス体系へと大きく再編されました。

平成24年(2012年)には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、公共団体を含む関係機関に、障害者虐待への対応と防止に関する取組の推進を義務付けました。

平成25年(2013年)には、障害者自立支援法は、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となり、「障害者基本法」の基本的な考え方を理念に盛り込むとともに、難病等を障害の範囲に加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、総合的な支援が展開されることとなりました。

平成18年(2006年)に国連総会において採択された「障害者権利条約」を、平成26年(2014年)に批准することで障害のある人の権利の確立に向けた大きな一歩を踏み出し、平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障害のある人の権利保護の取組が進められています。

近年では、令和元年(2019年)に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立、令和3年(2021年)には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立するなど、障害福祉に係る法制度の整備が進み、制度的にも量的にも障害福祉サービスの充実が図られました。

(2) 本市の動向

姫路市では、上記の国の動向を注視しつつ、施策を推進しており、近年では、手話普及促進を望む声の高まりを受けて、平成29年(2017年)4月に「姫路市手話言語条例」が施行されました。また、本市においても障害のある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で相談できるように「地域相談窓口(ひめりんく)」の整備や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する「基幹相談支援センター」を整備するなど、姫路市障害福祉推進計画に基づき障害福祉施策を進めました。

Ⅱ 計画の位置付け

根拠法令

姫路市障害福祉推進計画（以下、「本計画」という）は、以下の法律に基づき、一体的に策定することとします。

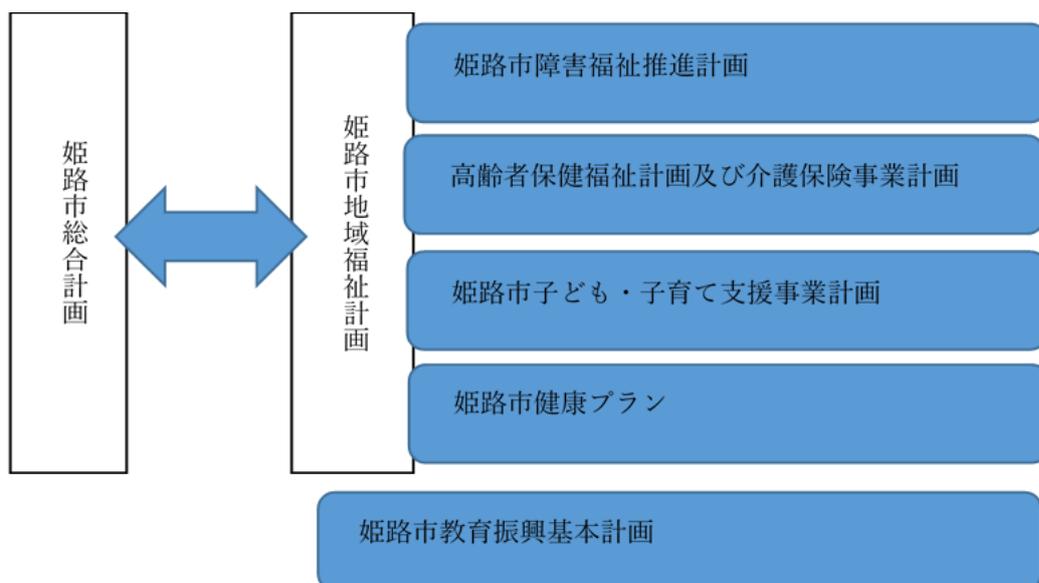
障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の基づく「市町村障害福祉計画」

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」

他計画との関係

本計画は、「姫路市総合計画」の分野別計画であり、他の関連計画と整合性を持ったものとします。また、「姫路市地域福祉計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」、「姫路市子ども・子育て支援事業計画」、「ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）」、「姫路市教育振興基本計画」などと、相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべきあるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関するより専門的、個別的な領域を受け持つものです。



Ⅲ 計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

本計画は6年間の計画とし、令和11年度に次期計画の策定を行います。なお、成果目標及び障害福祉サービス等の見込量については、国の基本指針や報酬改定に応じて3年ごとに見直しを行うこととします。

Ⅳ 計画の策定体制・進行管理

本計画は、姫路市障害福祉推進計画策定会議にて議論を行い、策定します。また、地域の実情を把握するため、姫路市障害者等実態意向調査を実施し、姫路市地域自立支援協議会など協議の場より意見聴取を行いました。

計画策定後は、姫路市として少なくとも年1回は計画の分析・中間評価を実施し、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、姫路市地域自立支援協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。また、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討します。

【計画の策定体制・進行管理（イメージ図）】

